

災害から文化財を守る

静岡県文化財等救済支援員
活動の手引き

静 岡 県

はじめに

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、多くの人命、財産を奪い、豊かな自然と文化にはぐくまれてきた地域の文化財等にも大きな被害をもたらしました。震災を通じ、大災害時の文化財等の救済においては、所有者、行政の力だけでは限界があることが改めて明らかになりました。

静岡県教育委員会では、こうした教訓を踏まえて平成 24 年 11 月に文化財等の救済活動にかかわるボランティア「静岡県文化財等救済支援員」の登録制度を創設しました。本書は支援員が活動にかかわる上での基礎的ノウハウをまとめたものです。

文化財等の救済活動を通して、貴重な文化財を確実に未来へ引き継いでいきましょう。

目次

1 「文化財」を知る

- (1) 文化財とは 3
- (2) 様々な文化財 3
- (3) 法律による文化財保護の仕組み 6

2 「文化財等の被害」を知る

- (1) 文化財の素材 8
- (2) 被害をもたらす要因 11
- (3) 各災害の被害の特徴 13

3 「文化財等救済」を知る

- (1) 文化財等救済とは 16
- (2) 救済の対象 16
- (3) 静岡県文化財等救済支援員の役割 17

4 「救済活動」の実際を知る

- (1) 被害報告 18
- (2) 応急措置支援 24

付録 36

1 「文化財」を知る

(1) 文化財とは

「文化財」については、文化財保護法上、「わが国の長い歴史の中で生まれ、育まれ、今日の世代に伝えられてきた貴重な国民的財産」「文化財はわが国の歴史・文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすもの」などとされている。文化財は歴史に育まれた国民・県民共有の財産である。

文化財保護法では対象となる文化財を指定・登録して、法律的に保護を加えているが、私たちが守るべき文化財はその範疇に留まるものではない。

このマニュアルでは未指定文化財、さらにはそれに準じるものも含め「文化財等」として幅広く扱っていく。

(2) 様々な文化財

文化財は、神社仏閣など古い建物やそこに収蔵されている仏像や襖絵・屏風・表具、地域や家に伝わる風習や古文書、伝統技術、名所・旧跡などがあげられる。また近代の土木遺産や歴史的な町並みなども、文化財と考えられる。

参考までに文化財保護法上の文化財の種類を以下に掲げる。

<p>有形 文化財</p>	<p>建造物</p> <p>美術工芸品：絵画、彫刻、工芸品、 書跡・典籍、古文書、考古資料、歴史資料等</p>  <p>久能山東照宮本殿、石の間、拝殿（国宝）</p>
<p>無形 文化財</p>	<p>演劇、音楽、工芸技術等</p>
<p>民俗 文化財</p>	<p>無形民俗文化財：衣食住、生業、信仰、年中 行事等に関する風俗習慣、民俗芸能 民俗技術</p> <p>有形民俗文化財：無形の民俗文化財に用いら れる衣装、器具、家屋等</p>  <p>佐久間の林業と山村生活の用具（県指定民俗文化財）</p>

<p>記念物</p>	<p>史跡：貝塚、古墳、都城跡、旧宅等</p> <p>名勝：庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳等</p> <p>天然記念物：動物、植物、地質鉱物</p>  <p>新居磯跡（特別史跡）</p>
<p>文化的 景観</p>	<p>地域における人々の生活又は生業及び地域の風土により形成された景観地</p> <p>棚田、里山、用水路等</p>
<p>伝統的 建造物群</p>	<p>周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的建造物群：宿場町、城下町 農漁村等</p>
<p>文化財の 保存技術</p>	<p>文化財の保存に必要な材料や用具の生産製作、修理・修復の技術等</p>
<p>埋蔵 文化財</p>	<p>土地に埋蔵されている文化財</p>

(3) 法律による文化財保護の仕組み

①指定等の種類

国及び地方公共団体は、法律や条例によって重要な文化財を特定し、各種規制や援助を行うことによって保護している。



指定文化財

有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物のうち重要なものとして指定されたもの。許可制による各種の規制や援助を通じ、その保護が図られる。

登録文化財

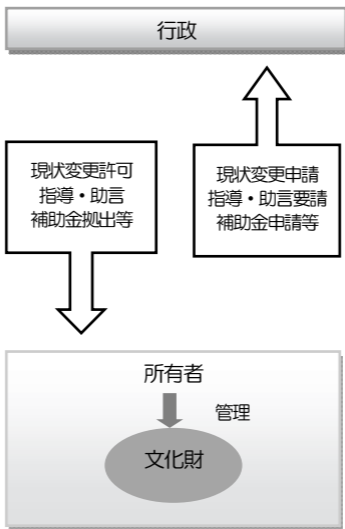
指定以外の有形文化財、有形民俗文化財、記念物のうち、保存活用のための措置が特に必要なものが登録原簿に登録されたもの。届出制による緩やかな規制や優遇措置を通じ、その保護が図られる。

※このほか、文化財保護体系には無形文化財・無形民俗文化財に対する「選択」や伝統的建造物群保存地区に対する「選定」がある。

②文化財の管理

文化財は基本的に所有者の財産であり、その管理責任は所有者が負う。所有者の管理が難しい場合は、これに代わって地方公共団体などが管理責任者・管理団体となることができる。

一方で、指定文化財は公共財としての側面を持つ。行政は法律や条例に基づき、現状変更や保存に影響を及ぼす行為を規制する一方、技術的な指導・助言や補助金等による援助を行う。



2 「文化財等の被害」を知る

(1) 文化財の素材

有形文化財を構成する材料は、石、金属、木、紙、皮革など様々である。例えば建造物は木材、金属、顔料、瓦などの粘土。絵画、書跡は紙、絹、麻、顔料、木材、染料、膠。工芸品は木材、絹、麻、木綿、金属、漆、象牙、皮革、宝石などである。多くの材料は環境の影響を受け易く、また災害に対しても弱い。

	内容	素材
建造物	社寺、茶室、民家等の部材	木材、金属、顔料、粘土製品など
絵画	日本画	紙、絹、金属顔料、膠着剤、動植物染料
	障壁画（襖絵、板絵）	紙、木材、顔料、膠着剤
	壁画	木材、金属、土、顔料、膠着剤
	油絵	油、顔料、カンバス
	版画	紙、顔料、染料
彫刻	木彫像	木材、金属、顔料
	乾漆像	紙、繊維、漆
	金銅仏	鋼合金、金
	石像	各種石材
	テラコッタ	粘土、顔料
塑像	粘土、顔料	
工芸品	各種什器、仏具、文具、家具、衣服、装飾品、陶磁器など	木材、繊維、金属、漆、象牙、角、皮革、宝石、ガラス、粘土、天然樹脂、接着剤
古文書等	古文書、本、卷子など	紙、金属、顔料、木材、接着剤
刀剣、武具	刀身、鞘、鎧、弓矢など	金属、木材、漆、皮革、繊維

以下、それぞれの素材の特徴を見ていく

①紙

紙は絵画書跡など多くの文化財の材料として用いられている。基底材（キャンバスや板、画用紙など、絵画を支える材料）として使用されている場合、他の素材と比較すると、長期保存に耐えやすいと言える。一方で虫菌類や湿度変化によって損傷する。



②木材

建造物に主に使用される。また、建造物の一部や彫刻類として使用され、絵具で着彩されることがある。

建材としての木材は長期保存に耐えるものの、基底材としては、木材と絵具の収縮率の違いから絵具が剥落することが多く、保存には問題がある。その他武具や、工芸品、襖や屏風の材料の一部としても用いられている。



③石

建材の一部や、絵画の基底材として用いられている。石碑や石仏などの材料として使用されているものもある。長期保存に耐えるが、強い外的影響が加わると破損する恐れがある。また屋外に長期に設置された場合、虫菌類による腐食によって脆弱化する。



④絹・麻・綿など織物

織物は、衣類、絵画、書跡などの基底材として用いられている。動物性タンパク質からなる絹と、植物繊維からなる麻・綿とは材質的には異なるが、織物としての構造は同じである。虫菌類の腐食によって脆弱化する。



⑤ 絵具（顔料、染料）

絵具は顔料と染料に分けられる。顔料は鉱物や貝殻、土などを砕いて水干したものをいう。染料とは動植物から得た色素のことである。どちらも膠を接着剤として混ぜ合わせて着色する。水に溶けやすいため、水濡れには特に弱い。また、膠によって基底材に接着されているため、水の湿りにより膠が膨潤して絵具が剥落する。



(2) 被害をもたらす要因

① 温度、湿度

湿度が高くなれば黴が発生する。また、温度が高くなれば、劣化の反応速度が速くなるため、化学反応によって起こる変色や錆などが進行する。また急激な湿度変化は文化財を傷める。



②光

強い光（特に紫外線）があたると、色が褪せたり変色したりする。版画や染織品に用いられる染料は光に弱いものが多い。



③空気汚染

空気中に含まれる汚染物質は絵画の顔料などと化学変化を起こして、変色させることがある。海の近くでは海から寄せられる海塩粒子、都会では排気ガスによる硫黄酸化物、窒素酸化物、室内では、コンクリートから発生されるアンモニアガスや木材から発する有機酸など、様々な物質が文化財への悪影響をもたらす。

④生物（黴、昆虫、鳥、植物など）

材質が木や紙でできている文化財は、虫による被害を受けやすい。虫は特に春から夏にかけて活発に活動し、損傷を広げていく。また、湿度が高いと黴が発生する。黴は一度発生すると完全なる根絶は難しく、繰り返し発生する。



(3) 各災害の被害の特徴

①水害

すべてのものは浮力で浮き上がり、水流で屋外に流出したり、ひとかたまりになって部屋の隅に滞留したりする。

汚水につかって、水が引いた後、文化財を含めたすべてのものが汚泥にまみれ、強烈な悪臭を放つようになる。水が引いて所有者が掃除をはじめると、文化財もゴミと一緒にすぐに捨てられてしまうことがある。また、所有者が死亡している場合、家族も本来の収納場所を知らない事態となることもある。



津波の被害を受けた陸前高田市立博物館

②火災

煤や煙による汚損、焦げるなどの焼損が予想される。深刻な場合には炭のようになり、最悪の場合には焼失する。焼損や炭化が著しい場合、書跡や表具や衣類など、折り重なる構造の資料は開くことが困難となる。また、消火活動によって水を被ったり、消火剤によって汚損されることもある。



岩手県遠野市の寺院火災



火災により被害にあった梵鐘

③地震

建物が崩れ、土やほこりにまみれた状態で発見される。箱などにまとまって収納されている場合は箱が破損しなければ大丈夫であるが、裸で積まれていたものは床に落ち、散乱した状態になる。仏像、民具類など木製品が建物と共に倒壊した場合には、ばらばらになって建材とともに片付けられてしまうこともある。その後の降雨によって水損する恐れもある。

余震による建物の倒壊も予想されるため、内部での作業は専門家の判断の下で行う。

④盗難

近年、静岡県内での文化財の盗難が頻発している。その際、所有者が盗まれた文化財を特定できないため警察への通報が遅れるケースがある。また、警察へ通報しても、盗まれたものの記録（写真や寸法、特徴などを記した調書）がないため捜索が難航したり、発見されても所有者自身が所有物を判別できなかったりする場合もある。



3 「文化財等救済」を知る

(1) 文化財等救済とは

文化財等が被災した場合、基本的には管理責任を負う文化財所有者等や行政が関係業者と協力しながら自力で修復を行う。

しかしながら、大規模災害の場合は、所有者による自力修復が難しく、地元市町も人命救助や避難所対応等に追われ、支援が難しいケースが考えられる。しかしながら、迅速な応急措置を施さなければ文化財はやがて滅失を含め、修復不能な状況に陥る危険性がある。

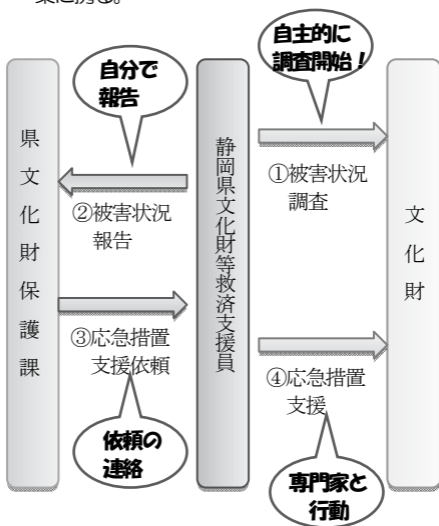
こうした懸念から静岡県では災害時に被災文化財等を救出し、安全な場所で応急措置を施し、一時保管を行い、その上で最終的に所有者に返還するまでを「文化財等救済」として文化財所有者等を支援するための体制整備を進めている。

(2) 救済の対象

救済の対象となる「文化財等」は文化財保護法によって保護の対象となっている指定文化財や登録文化財・埋蔵文化財に限るものではない。いわゆる「未指定文化財」も救済対象となる。加えて、広い意味で文化財に準ずるものとして、公文書、植物標本等の自然史系資料や唯一性の高い郷土図書なども救済対象とする。

(3) 静岡県文化財等救済支援員の役割

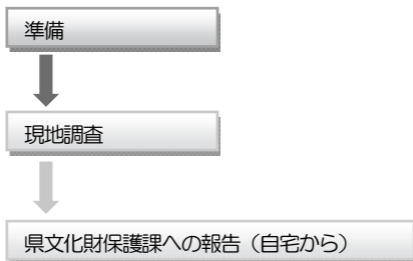
静岡県では災害発生時に、県・市町と「静岡県文化財等救済支援員」が協力の下、文化財等救済を行う。支援員は、災害発生時の被害情報の収集と、主に県からの依頼による応急措置の作業に携る。



4 「救済活動」の実際を知る

(1) 被害報告

被害報告の手順は以下のとおり。



①準備をする上での留意点

- 取材すべき情報を確認する（②参照）。
- 調査先の文化財等の位置情報を確認する。
（詳細は20頁参照）
- 調査先の被災地の状況を把握する。併せて、被災地の災害特性（水害、地震、津波、火災など）を把握する。
- カメラ、筆記用具等調査に必要なものや、登録証、健康保険証を保持する。（詳細は21頁参照）
- 活動に伴う危険（外傷、感染症など）から身を守るための十分な装備を準備する。
（21頁参照）
- 自分の健康状態をチェックする。健康に異常を感じた場合の対処法、緊急連絡先を確認する。活動上の事故等は自己責任のため絶対に無理をしない。
- 万が一に備え、2人以上の人間（家族、仲間）と連絡ができる様にする。
- ボランティア活動保険に加入する。
社会福祉法人全国社会福祉協議会が運営している。各市町の社会福祉協議会窓口、災害時に各地で立ち上がるボランティアセンターで加入可能。印鑑と保険金（500円～700円/1年）を持参。各市町社会福祉協議会については41頁を参照。

【文化財等の位置情報の確認方法】

- 静岡県が作成する GIS（地理情報システム Geographic Information Systems）による所在情報の確認

「ふじのくに文化財マップ」で検索
ホームページアドレス

<http://www.gis.pref.shizuoka.jp/?mc=05&mp=402>



【持ち物】

- 調査用

カメラ、筆記用具、調書書式、バインダー等

- 登録証関連

静岡県文化財等救済支援員登録証、健康保険証等

- 医薬品

外傷用消毒薬、手指の消毒液、防虫剤等

- 飲料、食料

- その他

雨具、携帯電話、携帯ラジオ、ライト等

【服装】

災害の度合いにより適切な服装を心がける

- 長袖、長ズボン、手袋、靴（底が丈夫なもの）
ヘルメット、ゴーグル、マスク



②現地調査上の留意点

- 所有者が居る場合は、被害状況の聞き取りを行い、許可を得て文化財の被災状況を写真撮影する。
- 所有者が居ない場合は、文化財の被災状況を写真撮影する。
- 調査の内容は以下のとおり
 - ・文化財の被害状況
 - ・文化財周辺の被害状況
 - ・所有者の連絡先
 - ・文化財に至るまでの交通事情
 - ・周辺の協力者に関する情報

③報告の際の留意点

- 所定の調書書式は県文化財保護課ホームページからダウンロードして使用する。
- 収集した情報は、可能な範囲で調書に記入する。
- 撮影した写真にはファイル名を付ける
例：0811 日吉寺.jpg
日付 文化財名
- 写真はメールに添付して送る。1回に送付するメールサイズは1MB以下になるようにする。
- 調書はFAXまたはメールで送る。

送り先

静岡県教育委員会文化財保護課

ファックス番号：054-250-2784

kyoui_bunkazai@pref.shizuoka.lg.jp

- 被害がないことも貴重な情報であるため、
それも報告する

文化財被害状況調査票

送付先 静岡県教育委員会文化財保護課

FAX 054-250-2784

【メール kyoui_bunkazai@pref.shizuoka.lg.jp】

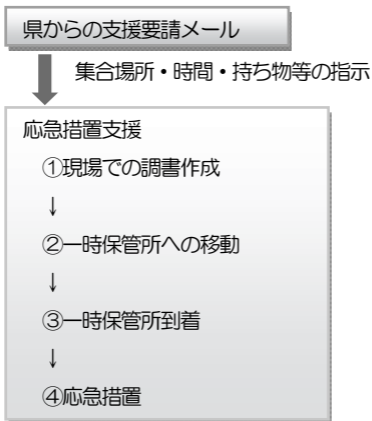
調査者	文庫員№. ※必須 氏名	調査日 ※必須 平成 年 月 日
被災施設（寺院、個人住宅等名称）	(住所)	
指定の有無と文化財名称	国 ・ 県 ・ 市町 ・ 登録 ・ 未指定	
被災文化財の種類	・美術工芸品（絵画・彫刻・工芸品・書籍・典籍・古文書・考古資料・歴史資料） ・建造物 ・民俗資料 ・史跡 ・名勝 ・天然記念物 ・埋蔵文化財 ・その他 ()	
文化財の被害状況	建物倒壊、水害、火災等被災の種類と程度 ※箇条書きで書く 文化財の数量と状況 図を使うのが効果的	
周辺の情報	文化財収蔵施設（建物）の危険度、文化財に至る交通事情、瓦葺撤去作業の状況等	
所有者等	所有者の状況・連絡先等、緊急的に措置した事項、協力者情報	
添付写真の有無	無 有（ファイル名)	

*写真は1冊以下で送付

(調書書式)

(2) 応急措置支援

応急措置支援の手順は以下のとおり。



* やむを得ず支援員が主体的に応急措置を行う場合は県文化財保護課に報告する。

①全般的留意点

- 文化財等の直接の扱いについては、専門家（専門支援員）の指示に沿って行動する。
- 活動はあくまでボランティアである。活動中の事故等は自己責任になるため、安全には十分気をつける。
- 業務上知りえた個人情報を外部に漏らさない。
- あくまで応急措置に留める。

②現場での調書作成上の留意点

- 写真撮影を行う。
- サイズや数の確認を行う。
- 所在情報（建物のどこにあったのか）を記録する。

③一時保管場所への移動上の留意点

- 梱包等作業は一時保管場所が確保されてから！

木彫（仏像、神像等）

- 部材を集めて段ボール箱やコンテナに一括する。段ボール箱やコンテナには搬出した場所がわかるよう調書と対応させた付箋などを収納しておく。
- 建物の破損も著しい場合には、建築部材が混じってわかりにくいことも多い。その際は建築部材より小さいことや金箔や彩色があることを判断基準に、怪しいと思われる部材は全て回収する。



文書（和紙で作られた書類、手紙、本）

- 段ボール箱やコンテナなどに収納する。
- 水に浸かって一塊にまとまって発見されるその場合には、塊は崩さずにそのまま搬出する。



表具、卷子など

- 段ボール箱やコンテナに収納する。
- 開くことが難しい場合、無理に開けない。
- 水に濡れた場合、表面の絵具の層は、水分が加わることで動きやすくなるので、表面を拭き取らない。（屏風、襖も同様）
- 火災などで炭化した場合は、少しの振動や接触で粉々になってしまう。被災した部分を清潔な布や紙で包み込んで、断片が散逸しないようにする。



染織品

- 水に濡れて形が崩れ運びにくい場合は、平らな板などに載せて移動する。



刀剣

- 本来木鞘に入れてあるが、鞘が破損して刀剣が露出している場合もある。たとえ錆びていても殺傷能力があるため取り扱いに注意する。
- 水に浸かっていた場合は、接着部分が緩んでいる可能性がある。ばらばらにならないよう布などで包んでから持ち上げるとよい。
- 火災の場合には、刀身の熱が冷めていることを確認してから持ち上げる。



写真

- 段ボール箱やコンテナに収納する。
- 表面にゼラチン膜があるため、水に濡れた場合、複数の写真が張り付いて塊になっていることが多い。その際、塊を解体しない。
- 膜面を決して手で触らない。



④ 応急措置上の留意点（水に濡れた場合）

木彫（仏像、神像等）

- 陰干して、ゆっくりと乾燥させる。
- 泥汚れなど大きな塊は、手で除去できるものは取り除いてもよいが、それ以外は乾燥後、専門家に除去を依頼する。
- 直射日光にあてたり、無理矢理擦って汚れを落としてはならない。



文書（和紙で作られた書類、手紙、本）

- 水損の場合、黴の発生を防ぐため乾燥させる。一部が湿っている程度であれば、風通しのよい場所で陰干しを行う。直射日光をあてての乾燥は、資料の変形・劣化のもとになるので、してはならない。扇風機を用いての乾燥が特に有効である。除湿器を併用するとよい。

- 水に浸かった資料は菌が繁殖しているため、エタノール（薬局で購入可、イソプロパノールが入っていないものを選択）を霧吹きに入れて噴霧する。濃度は60%がよいが、希釈するための蒸留水が手に入らない場合は、そのまま使用してもよい。
- 激しい水濡れがある場合には、キッチンペーパーなどを吸水紙とし、それを資料に挟んで水分をとっていく。その他専門家の指示を待つ。



【糊、セロテープについて】

紙や絹に対して、応急的に糊やセロテープを用いて止めることは避ける。セロテープは劣化が早く、かえって資料を損する。糊も保存に適するものかどうか、適量はどの程度かなどを判断するため、専門家の下で使用する方が望ましい。

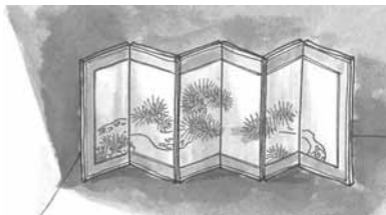
表具、卷子など

- 基本的措置は文書と同じ。絵具の上には吸水紙を決して置かない。
- 再固着を防止するため広げて陰干しする。急激な乾燥は、絵具の剥落をもたらすため禁物である。広げた際に絵具や紙、絹の破損が起きる場合には無理をしない。必ず専門家の手にゆだねる。



屏風、襖

- 基本的措置は文書と同じ。
- 再固着を防止するため、屏風は安全で陽の当たらない風通しの良い場所に広げて立てる。ただし、破損が起こる場合には無理に開けない。襖は重ねず、一枚ずつ壁に立てかけて風通しをよくする。
- 屏風や襖は木製下地に紙の層が幾重にも重なる構造をしており、彩色があることも多く、その取り扱いは非常に難しい。その後の措置は専門家の指示を仰ぐ。



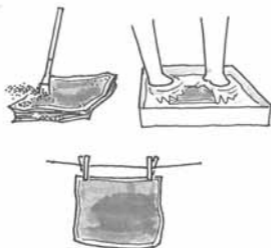
染織品

- 絞ってはならない。上下から吸水性の良い紙で包み込み、それらに水分を吸い取らせる方法をとる。色落ちや色移りが起きるため、それを予防するため、間に吸い取り紙を挟んでおく。
- 汚れがひどい場合には、流水で洗浄するが、その際、繊維が緩くなったり、色移りや色落ちしたりする可能性があるため、専門家の指示にゆだねる。



写真

- 写真については、完全に乾いている場合は、表面の泥などを軽く落とした後、水に写真プリントを浸して、表面に付着した汚れを除去する。水を取り替えながら数回洗浄し、陰干し乾燥させる。急激な乾燥は反り返りの原因になるので行わない。
- 写真同士がくっついてしまっている場合は長めに水に浸し、接着が弱まるのを待つ。焦って外すと、膜面が破れるため禁物である。
- 古写真については、専門家に委ねる。
- 凍結してはならない。



刀剣

- 水に浸かると、刀剣はすぐに錆び始めるので、鞘から刀身を引き抜いておく。この場合、人目がある場所を避ける。
- 刀身は手で直接接触してはならない。乾いた柔らかい布で拭き取り乾燥させる。指などを切った場合には、破傷風にかかる危険もあるため、すぐに消毒等手当を行い、医師に相談する。
- その後の措置は専門家の指示を仰ぐ。



付録

市町文化財行政担当課名簿	37
登録博物館名簿	38
静岡県文化財等救済ネットワーク加盟団体	39
県内の指定文化財	40
県内の社会福祉協議会	41
参考リンク	42
文化財の部分名称	43

市町文化財行政担当課名簿（平成24年度）

市町名	所管 メールアドレス	電話
1 沼津市	文化振興課 cul-bunkazai@city.numazu.lg.jp	055-952-0844
2 熱海市	生涯学習課 takashi.kuriki@city.atami.shizuoka.jp	0557-86-6578
3 三島市	文化振興課 bunka@city.mishima.shizuoka.jp	055-983-2672
4 富士宮市	富士山文化課 e-bunka@city.fujinomiya.shizuoka.jp	0544-22-1187
5 伊東市	生涯学習課 gakusyu@city.ito.shizuoka.jp	0557-32-1963
6 富士市	文化振興課 ky-bunkashinkou@div.city.fuji.shizuoka.jp	0545-55-2875
7 御殿場市	社会教育課 shakyo@city.gotemba.lg.jp	0550-82-0339
8 下田市	生涯学習課 kyouiku@city.shimoda.shizuoka.jp	0558-23-5055
9 裾野市	生涯学習課 syakyo@city.susono.shizuoka.jp	055-992-3800
10 伊豆市	社会教育課 gakusyu@city.izu.shizuoka.jp	0558-83-5478
11 伊豆の国市	文化振興課 bunka@city.izunokuni.shizuoka.jp	055-949-8609
12 東伊豆町	社会教育係 kyouiku@town.higashiizu.shizuoka.jp	0557-95-6206
13 河津町	社会教育係 kyouiku@town.kawazu.shizuoka.jp	0558-34-1117
14 南伊豆町	社会教育係 kyoin@town.minamiizu.shizuoka.jp	0558-62-0604
15 松崎町	社会教育係 kyouiku@town.matsuzaki.shizuoka.jp	0558-42-3971
16 西伊豆町	社会教育係 kyouiku@town.nishiizu.shizuoka.jp	0558-56-0211
17 函南町	生涯学習課 gakusyu@town.kannami.shizuoka.jp	055-979-1733
18 清水町	生涯学習課 bunkashinkou@town.shizuoka-shimizu.lg.jp	055-972-6678
19 長泉町	生涯学習課 nagaizumi-bunkazai@vesta.ocn.ne.jp	055-986-9209
20 小山町	生涯学習課 shougai@fuji-oyama.jp	0550-76-5722
21 静岡市	文化スポーツ部文化財課 bunkazai@city.shizuoka.lg.jp	054-221-1069
22 島田市	文化課文化財係 bunkazai@city.shimada.shizuoka.jp	0547-46-3446
23 焼津市	歴史民俗資料館 rekimin@city.yaizu.lg.jp	054-629-6847
24 掛川市	社会教育課文化財係 skyoiku@city.kakegawa.shizuoka.jp	0537-21-1158
25 藤枝市	市民文化部文化財課 bunkazai@city.fujieda.shizuoka.jp	054-645-1100
26 御前崎市	社会教育課 shakyo@city.omaezaki.shizuoka.jp	0548-63-1129
27 菊川市	社会教育課 shakai@city.kikugawa.shizuoka.jp	0537-73-1137

28牧之原市	教育文化部社会教育課 kyoiku@city.makinohara.shizuoka.jp	0548-53-2646
29吉田町	教育委員会事務局社会教育部門 yoshida.kyouiku@za.tnc.ne.jp	0548-33-2152
30川根本町	生涯学習課 shougai@town.kawanehon.shizuoka.jp	0547-58-7080
31浜松市	市民部文化財 bunkazai@city.hamamatsu.shizuoka.jp	053-457-2466
32磐田市	文化財課 bunkazai@city.iwata.lg.jp	0538-32-9699
33袋井市	生涯学習課 syougai@city.fukuroi.shizuoka.jp	0538-23-9264
34湖西市	社会教育課 geijutsu@ms.city.kosai.shizuoka.jp	053-576-1140
35森町	社会教育課 kitajima-k@town.morimachi.shizuoka.jp	0538-85-1112

登録博物館名簿（平成24年度）

館名	館種	所在地	電話
1 静岡県立美術館	美術	静岡市駿河区	054-263-5755
2 沼津市歴史民俗資料館	歴史	沼津市	055-932-6266
3 沼津市明治史料館	歴史	沼津市	055-923-3335
4 沼津市戸田造船郷土資料博物館	歴史	沼津市	0558-94-2384
5 MOA美術館	美術	熱海市	0557-84-2511
6 三島市郷土資料館	歴史	三島市	055-971-8228
7 公益財団法人佐野美術館	美術	三島市	055-975-7278
8 奇石博物館	科学	富士宮市	0544-58-3830
9 池田20世紀美術館	美術	伊東市	0557-45-2211
10 富士市立博物館	歴史	富士市	0545-21-3380
11 上原仏教美術館	美術	下田市	0558-28-1216
12 財団法人上原近代美術館	美術	下田市	0558-28-1228
13 ベルナルビュフェ美術館	美術	長泉町	055-986-1300
14 静岡市立登呂博物館	歴史	静岡市駿河区	054-285-0476
15 静岡市立芹沢銈介美術館	美術	静岡市駿河区	054-282-5522
16 駿府博物館	美術	静岡市葵区	054-252-0111
17 久能山東照宮博物館	歴史	静岡市駿河区	054-237-2437
18 財団法人清水港灣博物館(71ル-ル博物館)	歴史	静岡市清水区	054-352-8060
19 島田市博物館	歴史	島田市	0547-37-1000
20 掛川市二の丸美術館	美術	掛川市	0537-62-2061
21 藤枝市郷土博物館	歴史	藤枝市	054-645-1100
22 浜松市博物館	歴史	浜松市中区	053-456-2208
23 浜松市美術館	美術	浜松市中区	053-454-6801
24 浜松市秋野不矩美術館	美術	浜松市天竜区	053-922-0315
25 財団法人平野美術館	美術	浜松市中区	053-474-0811
26 磐田市香りの博物館	美術	磐田市	0538-36-8891

静岡県文化財等救済ネットワーク加盟団体

(平成24年11月1日現在)

加盟団体名

静岡大学湯之上隆研究室

静岡大学今村直樹研究室

静岡文化芸術大学西田かほる研究室

静岡文化芸術大学磯田道史研究室

常葉学園大学日比野秀男研究室

静岡県重要文化財等所有者連絡協議会

静岡県博物館協会

NPO法人NPO文化財を守る会

静岡県文化財保存協会

公益社団法人静岡県建築士会

NPO法人静岡県伝統建築技術協会

静岡県考古学会

静岡災害時バイクボランティア連絡協議会(バイクボランティア静岡)

静岡民家の会

NPO法人日本瓦葺技能継承協会

宗教法人 西蔵寺

NPO法人歴史資料継承機構

吉備文化財修復所

地域歴史文化財保存支援

静岡市生活文化局文化スポーツ部文化財課

浜松市市民部文化財課

南伊豆町教育委員会

伊豆市教育委員会社会教育課

熱海市教育委員会生涯学習課

島田市教育委員会文化課

富士市教育委員会文化振興課

小山町教育委員会生涯学習課

御殿場市教育委員会社会教育課

御前崎市教育委員会社会教育課

伊東市教育委員会生涯学習課

牧之原市教育委員会社会教育課

静岡県埋蔵文化財センター

静岡県立中央図書館

静岡県教育委員会文化財保護課

県内の指定文化財

(国・県指定は平成25年2月1日、市町指定は平成24年4月1日現在)

種 類		国指定	県指定	市町指定	合 計
有 形 文化財	建 造 物	3 3 (1)	5 1	1 8 4	2 6 8
	美術工芸品	1 8 5 (11)	2 8 8	8 8 8	1, 3 6 1
無 形 文 化 財		0	0	5	5
民 俗 文化財	有 形	2	1 0	5 3	6 5
	無 形	9	4 7	9 5	1 5 1
記念物	史 跡	4 4 (3)	3 4	2 8 1	3 5 9
	名 勝	9 (1)	7	1 6	3 2
	天然記念物	3 1 (2)	1 2 3	2 6 3	4 1 7
合 計		3 1 3 (18)	5 6 0	1, 7 8 5	2, 6 5 8

*国指定の()内は、国宝及び特別指定を内書きで記載

県内の社会福祉協議会

名称	住所	電話
1 下田市社会福祉協議会	下田市4-1-1総合福祉会館内	0558-22-3294
2 伊豆市社会福祉協議会	伊豆市八幡33-1ふれあいプラザ内	0558-83-3013
3 伊豆の国市社会福祉協議会	伊豆の国市四日町302-1福祉・保健センター内	055-949-5818
4 伊東市社会福祉協議会	伊東市大原1-7-12保健福祉センター内	0557-36-5512
5 熱海市社会福祉協議会	熱海市中央町1-26総合福祉センター4階	0557-86-6339
6 三島市社会福祉協議会	三島市南本町20-30社会福祉会館内	055-972-3221
7 沼津市社会福祉協議会	沼津市日の出町1-15サンウェルぬまづ内	055-922-1500
8 御殿場市社会福祉協議会	御殿場市萩原988-1	0550-70-6801
9 裾野市社会福祉協議会	裾野市石脇524-1福祉保健会館内	055-992-5750
10 富士宮市社会福祉協議会	富士宮市宮原7-1総合福祉会館内	0544-22-0054
11 富士市社会福祉協議会	富士市本市場432-1フィランセ東館1階	0545-64-6600
12 静岡市社会福祉協議会	静岡市葵区城内町1-1中央福祉センター内	054-254-5213
13 焼津市社会福祉協議会	焼津市大覚寺630総合福祉会館内	054-621-2941
14 藤枝市社会福祉協議会	藤枝市岡出山2-2-25 中部健康福祉センター岡出山庁舎1階	054-643-3511
15 島田市社会福祉協議会	島田市中央町5-1プラザおおるり1階	0547-35-6244
16 牧之原市社会福祉協議会	牧之原市須々木140 総合センター「い〜ら」内	0548-52-3500
17 御前崎市社会福祉協議会	御前崎市池新田1359-1福祉会館内	0537-86-8066
18 菊川市社会福祉協議会	菊川市半済1865総合保健福祉センター内	0537-35-3724
19 掛川市社会福祉協議会	掛川市掛川910-1総合福祉センター内	0537-22-1294
20 袋井市社会福祉協議会	袋井市新屋1-2-1総合センター内	0538-42-7914
21 磐田市社会福祉協議会	磐田市国府台57-7総合健康福祉会館内	0538-37-4824
22 浜松市社会福祉協議会	浜松市中区成子町140-8福祉交流センター内	053-453-0580
23 湖西市社会福祉協議会	湖西市古見1044健康福祉センター内	053-575-0294
24 東伊豆町社会福祉協議会	賀茂郡東伊豆町白田306保健福祉センター内	0557-22-1294
25 河津町社会福祉協議会	賀茂郡河津町田中212-2保健福祉センター内	0558-34-1286
26 南伊豆町社会福祉協議会	賀茂郡南伊豆町加納590-1武道館内	0558-62-3156
27 松崎町社会福祉協議会	賀茂郡松崎町宮内272-2総合福祉センター内	0558-42-2719
28 西伊豆町社会福祉協議会	賀茂郡西伊豆町仁科393福祉センター内	0558-52-1350

29 函南町社会福祉協議会	田方郡函南町平井717-28保健福祉センター内 055-978-9288
30 清水町社会福祉協議会	駿東郡清水町堂庭221-1福祉センター内 055-981-1665
31 長泉町社会福祉協議会	駿東郡長泉町下土狩967-2福祉会館内 055-988-3920
32 小山町社会福祉協議会	駿東郡小山町小山75-7健康福祉会館内 0550-76-9906
33 芝川町社会福祉協議会	富士群芝川町長貫747-1保健福祉センター内 0544-65-2270
34 吉田町社会福祉協議会	榛原郡吉田町片岡795-1健康福祉センター内 0548-34-1800
35 川根本町社会福祉協議会	榛原郡川根本町上岸90福祉センター内 0547-59-2315
36 森町社会福祉協議会	周智郡森町森50-1保健福祉センター内 0538-85-5769
37 新居町社会福祉協議会	浜名郡新居町浜名575介護サービスセンター内 053-594-5511

参考リンク

文化庁

<http://www.bunka.go.jp/index.html>

文化庁東日本大震災関連情報

http://www.bunka.go.jp/bunkazai/tohokujishin_kanren/index.html

東京文化財研究所

http://www.tobunken.go.jp/index_j.html

東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会（東京文化財研究所内）

<http://www.tobunken.go.jp/japanese/rescue.html>

一般社団法人文化財保存修復学会

<http://jsccp.or.jp/index.html>

国立国会図書館

<http://www.ndl.go.jp/index.html>

国立国会図書館 東日本大震災復興支援ページ

<http://www.ndl.go.jp/jp/news/support.html>

全国美術館会議東日本大震災救援・支援活動

<http://www.zenbi.jp/earthquake/tohoku/>

宮城県教育庁文化財保護課

<http://www.pref.miyagi.jp/bunkazai/>

宮城歴史資料保全ネットワーク

<http://www.miyagi-shiryounet.org/>

歴史資料ネットワーク

<http://siryo-net.jp/>

文化財所有者のための防災対策マニュアル平成23年3月京都市・京都市

<http://www.pref.kyoto.jp/kikikanri/documents/1329287572182.pdf>

文化財防災ウィール（発行：文化庁）

http://www.bunka.go.jp/bunkazai/tohokujishin_kanren/pdf/jyoho_03.pdf

静岡県地震防災センター

<http://www.e-quakes.pref.shizuoka.jp/>

ふじのくに静岡県公式ホームページ防災対策チェックリスト

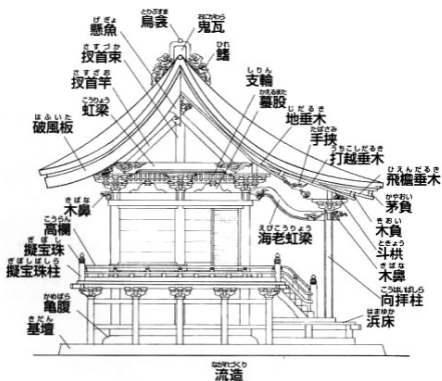
https://www2.pref.shizuoka.jp/all/file_download101600.nsf/pages/F715ABD7CB5174EE49257A9A00295DE8

各市町社会福祉協議会

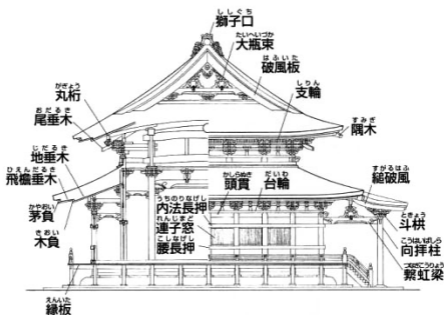
<http://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-110/chifuku/kikansyakyou.html>

文化財の部分名称

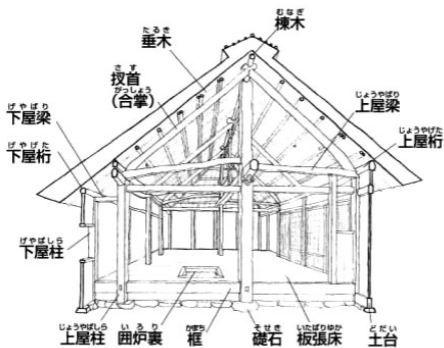
<建築：神社>



<建築：寺>



<建築：民家>

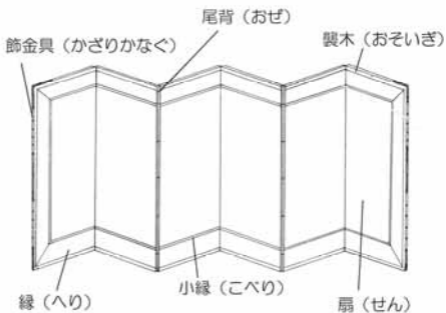


(建部恭宣「文化財ガイドブック 建造物編」から引用)

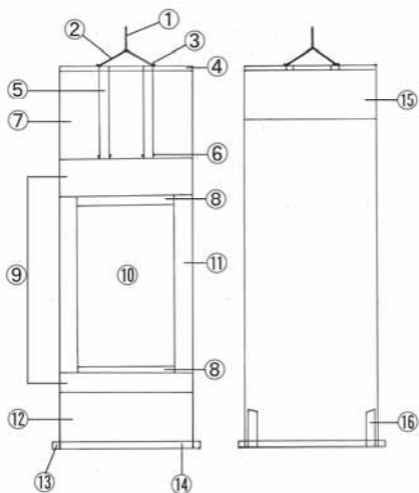
<仏像>



<屏風>



<掛軸>



①巻緒 (まきお)

②掛緒 (かけお)

③環 (かん)

④八双 (はっそう)

⑤風帯 (ふうたい)

⑥露 (つゆ)

⑦上 (かみ)

⑧一文字 (いちもんじ)

⑨中廻し (ちゅうまわし)

⑩本紙 (ほんし)

⑪柱 (はしら)

⑫下 (しも)

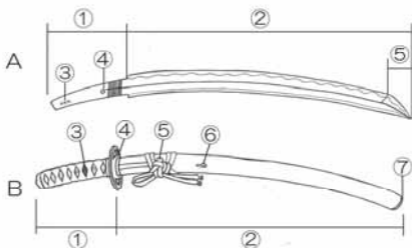
⑬軸首 (じくしゅ)

⑭軸木 (じくぎ)

⑮上巻 (うわまき)

⑯支点 (してん)

<刀剣>



A

- ①中心 (なかご)
- ②刃 (は)
- ③銘 (めい)
- ④目釘穴 (めくぎあな)
- ⑤鋒 (きっさき)

B

- ①柄 (つか)
- ②鞘 (さや)
- ③目貫 (めぬぎ)
- ④鐔 (つば)
- ⑤栗形 (くりかた)
- ⑥返角 (かえりつの)
- ⑦鐙 (こじり)

【問い合わせ先】

静岡県教育委員会文化財保護課

ファックス番号：054-250-2784

電話番号：054-221-3183

メール：

kyoui_bunkazai@pref.shizuoka.lg.jp

「災害から文化財を守る

—静岡県文化財等救済支援員

活動の手引き—」

平成25年3月 発行

【発行】静岡県文化財保存協会

【編集】NPO法人NPO文化財を守る会

平成24年度文化庁文化芸術振興費補助金

（文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業）